

令和4年度実施分
社会福祉法人
指導監査報告書

令和5年8月
品川区

1 社会福祉法人の指導監査とは

(1) 社会福祉法人とは

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として」(社会福祉法第22条)設立された公益性の高い非営利の法人です。社会福祉事業の主たる担い手として、その非営利性・公益性に鑑みて、運営にあたって公的規制・監督を受ける一方で、税制面や補助金交付等の優遇措置があります。

(2) 指導監査の目的

社会福祉法人に対する指導監査は、法令または通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としています。

(3) 指導監査の概要

所轄庁が行う社会福祉法人に対する指導監査は大きく分けて、

ア 社会福祉法人の運営に係る指導監査

イ 法人が運営する施設やサービスに対する指導監査(施設サービス指導監査)の2つがあります。これらの指導監査には、以下のような違いがあります。

● 「社会福祉法人指導監査」と「施設サービス指導監査」の違い

	実施主体	法的根拠	主な目的	主な監査事項
社会福祉法人指導監査	品川区	社会福祉法第56条第1項	適正な法人運営と社会福祉事業の円滑な経営の確保	定款、役員、理事会、予算および決算書等の法人運営に関すること
施設サービス指導監査	東京都 品川区	社会福祉法 介護保険法 老人福祉法 児童福祉法 障害者総合支援法(*)等	施設の適正かつ円滑な運営およびサービスの質の確保	措置費、介護給付費等の算定・使途、利用者への処遇・支援の状況に関すること。

(*)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」の略

この報告書が対象としているのは、表の上段にある「社会福祉法人指導監査」です。なお、上記「社会福祉法人指導監査」と「施設サービス指導監査」は、実施主体が異なりますが、同一年度内に双方の監査を実施する予定がある場合は効率的・効果的な監査を実施するため、日程調整し、同日で監査を実施するように努めています。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2・3年度に引き続き都および区関係各課との同日監査は実施しませんでした。

2 社会福祉法人指導監査

(1) 令和4年度 監査実施状況

主たる事務所が品川区にある社会福祉法人であって、その行う事業が品川区の区域を越えないものについては品川区長が所轄庁と定められています。(社会福祉法第30条第1項)。

令和4年度は、所轄する13法人の内、5法人に対して指導監査を実施しました。

(1法人は令和3年度実施予定だったが新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、令和4年度へ日程変更)

対象法人数(所轄法人数)		監査実施数	文書指摘法人数
13		5	4
内訳	高齢	5	2
	障害	2	0
	保育	5	1
	社協	1	1

(2) 文書指摘事項

文書指摘事項については、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。))」に基づいて指摘を行っています。

令和4年度の文書指摘の内容は以下のとおりです。経営組織のガバナンス強化などを内容とした社会福祉法改正後、監査も複数回行われていますが、いまだ理事会・評議員会の運営、記録等について指摘があります。

※「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」

平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長の連名通知として発出されています。

※文書指摘事項に関しては、すべて改善報告書を受領しています。

■法人運営

①評議員・評議員会—評議員会の招集・運営・手続

項目	具体的事例	法人数
評議員会の招集が適正に行われているか。 【ガイドラインI-3-(2)-1、I-6-(1)-2】	評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない。	1法人
評議員会の決議が適正に行われているか。 【ガイドラインI-3-(2)-2】	議案について特別な利害関係を有する評議員がいないことを法人が確認していない。	1法人
決算手続きは、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。 【ガイドラインI-3-(2)-4】	法令・定款に定めるところにより事業報告が行われていない。	1法人

②理事・監事・理事会－役員選任手続・理事会での報告・議事録

項目	具体的事例	法人数
法令及び定款に定める手続 きにより選任または解任さ れているか。 【ガイドラインⅠ-5-(2)-1、Ⅰ -6-(2)-1】	監事の選任に関する評議員会の議案につい て、監事の過半数の同意を得ていない。	1 法人
理事会の決議は、法令及び 定款に定めるところにより 行われているか。 【ガイドラインⅠ-6-(1)-2】	議案について特別な利害関係を有する理事が いないことを法人が確認していない。	1 法人
法令または定款に定めると ころにより、理事長等が、 職務の執行状況について、 理事会に報告をしている か。 【ガイドラインⅠ-6-(1)-4】	理事長及び常務理事が理事会において、4 か月 を超える間隔で 2 回以上職務執行に関する報 告をしていない。	1 法人
法令で定めるところにより 議事録が作成され、保存さ れているか。 【ガイドラインⅠ-6-(2)-1】	理事会議事録に決議があったとみなされた事 項の内容の一部が記載されていない。	1 法人

③報酬

役員及び評議員の報酬等が 法令等に定めるところによ り支給されているか。 【ガイドラインⅠ-8-(3)-1】	理事の報酬について、支払われた報酬の額が 役員報酬規程で定められた額を超えている。	1 法人
---	--	------

■管理

① 会計管理

項目	具体的事例	法人数
経理規程が遵守されている か。 【ガイドラインⅢ-3-(2)-1】	経理規程に沿った事務処理が行われていな い。	1 法人
注記・附属明細書が法令に 基づき適正に作成されてい るか。 【ガイドラインⅢ-3-(5)-1、Ⅲ -3-(5)-2】	注記及び附属明細書について計算書類の金額 と一致していない	1 法人

(3) 主な口頭指摘事項（助言を含む）

■運営関係

具体的事例および指摘根拠
<p><口頭指摘></p> <ul style="list-style-type: none">・ 監事の選任に関する議案について、監事の過半数の同意に不備があるので是正すること。【ガイドラインⅠ-5-(2)-1、Ⅰ-6-(2)-1】・ 法令・定款に定めるところにより職務の執行状況の報告が行われていないので是正すること。【ガイドラインⅠ-6-(1)-4】・ 理事会への出席について、明確に記録すること。・ 理事会出席者について理事・監事以外についても記載すること。【ガイドラインⅠ-6-(2)-1】・ 評議員選任・解任委員会について、決議省略の規定がないのも関わらず決議省略で行っているので是正すること。【法人定款】・ 事業の終了経過が不透明なので、定款に沿った手続きを行うこと。【法人定款】 <p><助言></p> <ul style="list-style-type: none">・ 各規程間の条文に整合性・統一性がないので一致させること。・ 議事録に法定記載事項は網羅されているが、議案の説明などが記載されていないので、ポイントは記載すること。・ 理事会・評議員会ともに意見交換が見られないが、法人の業務執行の決定機関（理事会）・重要事項の議決機関（評議員会）なので、議論を活性化させる運営をすること。・ 法人組織規程が現実に即していないので、現実に即した内容に見直すこと。・ 組織全体の職務権限規定がないので、権限の範囲が明確になるよう整備をすること。

■会計関係・その他

具体的事例および指摘根拠
<p><口頭指摘></p> <ul style="list-style-type: none">・ インターネットバンキングの承認手続きを明確にし、また拠点横断的なセキュリティの仕組みを検討すること。【ガイドラインⅢ-3-(2)-2】

- ・ 役員報酬規程について、廃止された古いものが HP に掲載されているので最新のものに掲載すること。 【ガイドラインⅢ-4-(3)-1】
- ・ 積立金の取り崩しについて、理事会決議がされていないので、項目を立てて決議すること。 【法人経理規程】

<助言>

- ・ 補正予算は経営上重要なものに絞り、趣旨を明確にして提案すること。
- ・ 口座の数が多いので整理すること。
- ・ 積立金の移管については積立・取崩同様理事会に諮ること。
- ・ 小口現金に関するマニュアルを整備すること。
- ・ 資金運用規程の内容が古いので改定すること。
- ・ 事業が多岐にわたるので法人全体の会計を担当する人材育成・外部人材の活用などを積極的にしていくこと。
- ・ 基金・積立金の区別について再度見直し、規程の整備を検討すること。また、基金の運用規程についてすべての基金について作成すること。
- ・ 決算書の過年度修正について原因の究明及び再発防止について記録することが同様の間違いを防ぐ対策の一助になるので検討すること。
- ・ キャッシュカードが増えるとセキュリティ上好ましくないので合理的かつ安全な支払方法を検討すること。
- ・ 法人から役員へのお中元、お歳暮は見直しを含めて検討すること。
- ・ 役員退職慰労金の支払い時は、理事会に諮ること。
- ・ 銀行 ATM から支払いは、チェック機能が働かないので、けん制機能がある方法にしていくこと。
- ・ 役員報酬規程について文言の意味を明確にすること。(決議省略時の取扱)
- ・ インターネットバンキングでの支払い時、分権化が明確になっていないので、明確にすること。

- ・各拠点から本部へ資金移動する際、複数チェックした証拠を残すこと。
- ・徴収不能債権の損金処理を進めること。
- ・未払金の消費税と中間納付した消費税は相殺すること。
- ・経理規程について条文と現実が相違しているところがあるので現実に即したものに整理すること。
- ・給与規程において、いつの給与か定められていないので記載すること。

※各社会福祉法人の監査結果につきましては、独立行政法人福祉医療機構のホームページ内の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」で検索ができます。法人詳細情報の中の「現況報告書」の「14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況の（2）」に公表されており、ご覧いただくことができます。

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」ホームページアドレス
<https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do>